

民主党は「ノンアスベスト社会」をつくる

アスベスト対策に関する政策提言・中間とりまとめのポイント

【政府の問題点】 各省庁縦割りバラバラの施策 総合対策の欠如
アスベストによる健康被害に対する限定的な「救済」の恐れ
行政責任が不明確

民主党は総合対策を提起

「アスベスト対策の総合的推進法」の制定

国・地方自治体・事業者の責務を規定。整合性と一貫性をもった基本方針の策定、基本的施策について定める。内閣総理大臣を長に「アスベスト対策会議（仮称）」を設置。第163国会に提出

アスベストの早期全面禁止

2007年度まで。代替品の開発を促進

アスベスト対策基金の創設

国の責任を明確化

アスベストの公害防止対策

- (1) 情報収集と情報開示
アスベスト製品や労災情報のデータベース化
- (2) 推進体制の整備
管理、除去、廃棄について推進計画を策定
アスベスト粉じん濃度レベルの統一基準を設定
- (3) 在庫品の廃棄
- (4) 建築物・設備等の対策
特に学校等公共施設での除去を徹底
改修・解体工事の安全対策を一層強化
防災計画で災害時のアスベスト対策を策定
- (5) 廃棄物の対策
アスベスト廃棄物の再利用を原則禁止
計画的・段階的除去プログラムを策定
解体業者と廃棄物処理業者の連携
減量化、無害化処理を推進

アスベストの健康被害対策

- (1) 被害者への補償
アスベスト健康被害補償制度を創設
中皮腫患者については原則補償
肺ガンについて労災認定基準の見直し
補償基準、判定等の一体的体制を整備
- (2) 健康管理
労働者に限らず住民らも対象に健康管理制
度を発足
中皮腫登録制度の設置
アスベスト疾患の早期診断、治療方法確立
NPOと連携した相談体制の確立

次期通常国会以降、具体的施策について必要な法案等の提起へ